

第6号様式別表5の2記載の手引

1 この計算書の用途等

- (1) この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ又は第3号イに掲げる法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式又は第6号様式(その2)の申告書に添付してください。
- (2) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う法人にあつては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
2 「第1号 法第72条の2第1項・に 第3号 掲げる事業 」	事業の区分に応じて「第1号」と「第3号」のいずれかを○印で囲んでください。	
3 「収益配分額の計算」 (①から④までの欄)	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法第72条の19の規定の適用を受ける法人(以下「特定内国法人」といいます。)又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人(以下「非課税事業を併せて行う法人」といいます。) 第6号様式別表5の2の2の③、④又は⑤の各欄の金額 (2) その他の法人 第6号様式別表5の3の⑫、第6号様式別表5の4の③又は第6号様式別表5の5の③の各欄の金額	
4 「単年度損益⑤」	(1) 法人税法第27条の規定の適用を受ける法人にあつては、この欄を「(別表5⑭-同表⑥)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項又は地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法(以下「令和2年旧法」といいます。)第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)による改正前の政令第20条の2の12の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。)第3条の規定(令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限り)による改正前の法人税法(以下「読替え後の令和2年旧法人税法」といいます。)第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあつては、「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表10⑩)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表10⑩)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。)又は読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項(令和2年所得税法等改正法第23条の規定による改正前の震災特例法(以下「令和2年旧震災特例法」といいます。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替え後の令和2年旧法人税法第59条第2項第3号に掲げる場合に該当する場合に限り)の規定の適用を受けようとする法人にあつては、「第6号様式⑮」とあるのは「(第6号様式⑮-別表10⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表10⑫)」と読み替えて計算した金額を記載します。 (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとさ	都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額を記載します。

	<p>れる法人税法第 59 条第 3 項（震災特例法第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は読替後の令和 2 年旧法人税法第 59 条第 2 項（令和 2 年旧震災特例法第 17 条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含み、読替後の令和 2 年旧法人税法第 59 条第 2 項第 3 号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第 6 号様式㉔」とあるのは「(第 6 号様式㉔ 一別表 11㉔)」と、「別表 5 ㉔」とあるのは「(別表 5 ㉔ 一別表 11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(5) 法第 72 条の 18 第 1 項の規定によりその例によるものとされる法人税法第 59 条第 4 項又は読替後の令和 2 年旧法人税法第 59 条第 3 項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、「第 6 号様式㉔」とあるのは「(第 6 号様式㉔ 一別表 11㉔)」と、「別表 5 ㉔」とあるのは「(別表 5 ㉔ 一別表 11㉔)」と読み替えて計算した金額を記載します。</p> <p>(6) 租税特別措置法第 59 条の 2 又は令和 2 年所得税法等改正法第 16 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和 2 年旧措置法」といいます。）第 59 条の 2 若しくは第 68 条の 6 2 の 2 の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表 4）の (33) 又は法人税の明細書（別表 4 の 2 付表）の (41) の欄において減算した金額（損金算入額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載します。</p> <p>(7) 租税特別措置法第 66 条の 5 の 3 第 1 項又は令和 2 年旧措置法第 68 条の 89 の 3 第 1 項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表 17（2 の 3））の (10) の欄から (23) の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表 17 の 2（2）付表 1）の（8）の計の欄から (26) の欄を控除した金額を加算した金額を記載します。</p> <p>(8) 第 6 号様式別表 5 の㉔から㉓まで及び㉒の各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表の㉑に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載します。</p>	
5 「付加価値額⑥」	この欄の金額が零又は負数の場合は、⑦から⑩までの各欄に記載する必要はありません。	
6 「収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合⑦」	この割合に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げて記載します。	
7 「④×70/100 ⑧」	(1) ⑦の欄の数値が 70% を超える場合に限り記載します。 (2) この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
8 「雇用安定控除額⑨」	⑦の欄の数値が 70% を超える場合に限り記載します。	
9 「雇用者給与等支給増加額⑩」	第 6 号様式別表 5 の 6 の㉒又は第 6 号様式別表 5 の 6 の 2 の㉑の各欄の金額を記載します。	
10 「資本金等の額⑫」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業をいいます。）とその他の事業とを併せて行う法人（(2)又は(3)に掲げる法人である場合を含みます。） 第 6 号様式別表 5 の 2 の 3 の㉑の欄の金額 (2) 課税標準の特例（法附則第 9 条第 1 項）の規定の適用を受ける法人 第 6 号様式別表 5 の 2 の 3 の㉒の欄の金額 (3) 法第 72 条の 21 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定若しくは第 2 項又は令和 2 年旧法第 72 条の 21 第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定の適用を受ける法人 第 6 号様式別表 5 の 2 の 3 の㉓の欄の金額 (4) 課税標準の特例（法附則第 9 条第 2 項、第 11 項、第 12 項及び第 17 項又は令和 2 年旧法附則第 9 条第 2 項、第 11 項、第 12	清算中の法人は、資本金等の額がないものとみなされるため、「資本金等の額の計算」の各欄及び「2. 資本金等の額の明細」の各欄に記載する必要はありません（以下同じです。）。

	<p>項及び第 18 項) の規定の適用を受ける法人 銀行法第 5 条第 1 項に規定する金額</p> <p>(5) 課税標準の特例 (法附則第 9 条第 3 項) の規定の適用を受ける法人 10 億円</p> <p>(6) その他の法人 下表「資本金の額及び資本準備金の額の合算額 2」の㉔の欄の金額又は下表「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額 3」の㉔の欄の金額のいずれか大きい方の額</p>	
11 「当該事業年度の月数 ^⑬ 」	<p>この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。</p> <p>また、法第 72 条の 21 第 3 項、第 4 項若しくは第 5 項又は令和 2 年旧法第 72 条の 21 第 4 項若しくは第 5 項の規定の適用を受ける法人にあつては、当該規定に基づき計算した月数を記載します。</p>	
12 「 ^⑫ × ^⑬ /12 ^⑭ 」	<p>この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
13 「控除額計 ^⑮ 」	<p>次に掲げる法人が、当該法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人 ((2)に掲げる法人である場合を含みます。) 第 6 号様式別表 5 の 2 の 3 の^⑯の欄の金額</p> <p>(2) 課税標準の特例 (法附則第 9 条第 4 項から第 7 項まで又は令和 2 年旧法附則第 9 条第 7 項) の規定の適用を受ける法人第 6 号様式別表 5 の 2 の 3 の^⑰の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 第 6 号様式別表 5 の 2 の 3 の^⑱の欄の金額</p> <p>(4) 法第 72 条の 21 第 6 項又は令和 2 年旧法第 72 条の 21 第 6 項 (一定の持株会社の資本金等の額の算定) の規定の適用を受ける内国法人で、(1)又は(2)に掲げる法人以外の法人 第 6 号様式別表 5 の 2 の 4 の^⑲の欄の金額</p>	
14 「 ^⑯ のうち 1,000 億円以下の金額 ^⑰ 」、「 ^⑯ のうち 1,000 億円を超え 5,000 億円以下の金額 ×50/100 ^⑱ 」及び「 ^⑯ のうち 5,000 億円を超え 1 兆円以下の金額 ×25/100 ^⑲ 」	<p>(1) ^⑯の欄の金額が 1,000 億円 (その事業年度が 1 年に満たない場合には、1,000 億円に当該事業年度の月数を乗じて 12 で除して得た金額。以下同じです。) 以下であるときは、当該金額を^⑰の欄に、^⑯の欄の金額が 1,000 億円を超え 5,000 億円 (その事業年度が 1 年に満たない場合には、5,000 億円に当該事業年度の月数を乗じて 12 で除して得た金額。以下同じです。) 以下であるときは、当該金額を 1,000 億円以下の金額及び 1,000 億円を超え 5,000 億円以下の金額に区分してそれぞれ^⑰及び^⑱の各欄に、^⑯の欄の金額が 5,000 億円を超えるときは、当該金額を 1,000 億円以下の金額、1,000 億円を超え 5,000 億円以下の金額及び 5,000 億円を超え 1 兆円 (その事業年度が 1 年に満たない場合には、1 兆円に当該事業年度の月数を乗じて 12 で除して得た金額) 以下の金額に区分して、それぞれ^⑰、^⑱及び^⑲の各欄に記載します。</p> <p>(2) これらの金額に 1 円未満の端数があるときは、これらの端数金額を切り捨てた金額を記載します。</p>	
15 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数 ^⑳ 」、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数 ^㉑ 」及び「計 ^㉒ 」	<p>法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業と同項第 3 号に掲げる事業とを併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数^⑳」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第 1 号に掲げる事業 (非課税事業を除きます。以下「所得等課税事業」といいます。) に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数^㉑」の欄には、各事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち同項第 3 号に掲げる事業 (以下「収入金額等課税事業」といいます。) に係る従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を記載し、「計^㉒」の欄には、^⑳欄と^㉑欄の合計を記載します。</p>	<p>従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除した数に 1 人に満たない端数を生じたときは、これを 1 人とします。</p>

	<p>(1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合</p> <p>(2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合</p> <p>(3) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合</p>	
16「課税標準となる資本金等の額⑳」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載します。	
17「期首現在の金額㉑」の各欄	当該事業年度の前事業年度終了の日現在における金額をそれぞれ記載します。	
18「当期中の減少額㉒」及び「当期中の増加額㉓」	当該事業年度中の増加額又は減少額をそれぞれ記載します。	「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の欄は、法人税の明細書(別表5(1))の「II資本金等の額の計算に関する計算書」に記載したところに準じて記載します。
19「期中に金額の増減があった場合の理由等」	「資本金の額又は出資金の額1」の㉒の欄若しくは㉓の欄、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額2」の㉒の欄若しくは㉓の欄又は「法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額3」の㉒の欄若しくは㉓の欄に記載したそれぞれの金額の増加又は減少ごとに理由を記載します。	